

○森町木造住宅耐震改修等補助金交付要綱

平成27年3月31日

訓令第13号

改正 令和3年3月10日訓令第2号

(趣旨等)

第1条 この要綱は、森町耐震改修促進計画に基づき、町内にある木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事を行う者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、木造住宅の耐震性の向上を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、森町補助金交付規則(平成17年森町規則第45号。以下「補助金交付規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 次のいずれかに該当する木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア 財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法

イ 上記のアに掲げる方法と同等以上と認められる耐震診断

(2) 耐震診断員 次のいずれにも該当する耐震診断を行う者をいう。

ア 建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士をいう。)の資格を有し、北海道内に事業所、支店又は営業所を置く建築士事務所(同法第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。)に所属していること。

イ 北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿登録閲覧業務事務処理要領に基づく耐震診断・耐震改修技術者名簿において木造耐震診断の講習区分で登録していること。

(3) 耐震改修工事 別表第2に定める対象工事をいう。

(4) 工事施工者 次のいずれにも該当する耐震改修工事を行う者をいう。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に基づく国土交通大臣又は北海道知事の許可を受けていること。

イ 北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿登録閲覧業務事務処理要領に基づく耐震診断・耐震改修技術者名簿において木造耐震改修の講習会区分で登録している者が所属していること。

ウ 渡島管内に事業所、支店又は営業所を置く法人であること。

(5) 耐震診断補助 木造住宅の耐震診断を行う当該住宅の所有者に交付する補助金をいう。

(6) 耐震改修補助 木造住宅の耐震改修工事を行う当該住宅の所有者に交付する

補助金をいう。

(対象住宅、対象者及び対象経費)

第3条 耐震診断補助の対象住宅、対象者及び対象経費は、別表第1のとおりとする。

2 耐震改修補助の対象住宅、対象者及び対象経費は、別表第2のとおりとする。
(補助額)

第4条 耐震診断補助の補助額は、前条第1項による対象経費の3分の2の額とし、建築物1棟あたり6万円を上限とする。

2 耐震改修補助の補助額は、前条第2項による対象経費の23%の額とし、建築物1棟あたり50万円を上限とする。

3 前2項の補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(耐震改修等補助の交付申請等)

第5条 耐震診断補助を受けようとする者は、補助金交付規則に定める様式第1号に次に掲げる関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、町長が必要ないと認めるときは関係書類の提出を省略することができる。

(1) 木造住宅耐震診断概要書(様式第1号)

(2) 耐震診断補助申請者の住民票

(3) 申請者の納税証明書

(4) 確認通知書の写し、建物の登記簿謄本等により建築年次及び所有者を明らかにする書類

(5) 耐震診断に要する見積書の写し

(6) 対象住宅の所有者が複数いる場合は、所有者(複数の場合は全員)の承諾書、印鑑証明書及び登記簿謄本

2 耐震改修補助を受けようとする者は、補助金交付規則に定める様式第1号に次に掲げる関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、町長が必要ないと認めるときは関係書類の提出を省略することができる。

(1) 木造住宅耐震改修概要書(様式第2号)

(2) 耐震改修補助申請者の住民票

(3) 耐震改修補助申請者の納税証明書

(4) 確認通知書の写し又は建物の登記簿謄本等により、建築年次及び所有者を明らかにする書類

(5) 耐震診断報告書(耐震診断員が行ったもの)

(6) 案内図、配置図、平面図等(改修内容が記載されたもの)

(7) 改修計画書(様式第3号)

(8) 補強後の想定耐震診断報告書(耐震診断員が行ったもの)

(9) 耐震改修工事費見積内訳書の写し

(10) 対象住宅の所有者が複数いる場合は、所有者(複数の場合は全員)の承諾

書、印鑑証明書及び登記簿謄本

3 町長は、前2項の申請書を受理した後、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとする。

4 耐震改修等補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、前項の現地調査等に協力しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条第1項又は第2項の規定による申請について内容を審査し、耐震改修等補助の交付を決定したときは、補助金交付規則に定める様式第2号により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知後、速やかに耐震診断又は耐震改修工事(以下「耐震改修等」という。)に着手しなければならない。

(補助事業の計画変更及び中止)

第7条 前条第1項の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)

は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定する様式に係る書類を添えて速やかに承認を受けなければならない。

(1) 住所、氏名、職業又は勤務先を変更したとき。(様式第4号)

(2) 耐震改修等を中止したとき。(様式第5号)

2 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付規則に定める様式第3号に係る書類を添えて速やかに町長に申請しなければならない。

(1) 耐震改修等の計画の変更

(2) 耐震改修等の費用の変更

3 町長は、前項の規定による申請について内容を審査し、決定したときには、様式第6号・7号により申請者に通知するものとする。

(完了の期限及び実績報告)

第8条 交付決定者は、第5条第1項第1号又は第2項第1号の書類に記載した完了年月日までに耐震改修等を完了しなければならない。ただし、町長が特にやむを得ないと認めたときは、これを延期することができる。

2 交付決定者は、耐震診断が完了したときは、補助金交付規則に定める様式第4号・5号に次に掲げる書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断報告書

(2) 耐震診断に要した費用の支払いを証する領収書の写し

3 交付決定者は、耐震改修工事が完了したときは、補助金交付規則に定める様式第4号・5号に次に掲げる書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 改修工事後の耐震診断報告書

(2) 竣工図(改修内容が記載されたもの)

(3) 写真(改修工事の内容が確認できるもの)

4 前2項の実績報告は、対象耐震診断・耐震改修工事が完了後遅滞なく行わなけ

ればならない。

5 町長は第3項の実績報告があったときは、必要に応じて、現地調査等により報告の内容が適正であるか調査することができる。

(手続きの代行)

第9条 申請者は、耐震改修等補助に必要な手続きの代行を、対象住宅の耐震診断を行う耐震診断員又は耐震改修工事を行う工事施工者(以下「手続代行者」という。)に対して依頼することができる。

2 申請者は、前項により手続きの代行を依頼する場合は、様式第8号を町長に提出し承認を受けなければならない。

3 手続代行者は、本要綱及び補助金交付規則を遵守し、依頼された手続きについて誠意をもって実施しなければならない。

(手続代行業務の停止)

第10条 町長は、手続代行者として不適格であると認めた場合には、当該事由が発生した日から期間内における全ての手続代行の業務を停止することができる。

2 町長は、前項により手続代行者の業務を停止する場合には、様式第9号及び様式第10号により申請者及び手続代行者に通知するものとする。

(補助金の確定通知等)

第11条 町長は、第8条第2項又は第3項の規定による実績報告があったときは、速やかに耐震改修等の内容等の審査を行い、申請内容と相違がないと認めたときは、様式第11号により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第12号)による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、この規則による補助金を受けた者が、補助金の交付の際に付された条件、この要綱又はこの要綱に基づく処分等に違反したと認められるときは、決定を取り消し又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めることができる。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年訓令第2号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第1項関係)

耐震診断補助

区分	要件等	備考
対象住宅	町内に存在する木造住宅であって、次に掲げる全てに該当するもの (1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。 (2) 戸建て住宅、長屋建て住宅又は併用住宅(店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの)であること。 (3) 地上3階建以下の在来軸組構法であること。 (4) 過去に本事業による補助金交付を受けたことがないもの (5) 建築基準法その他関係法令に、法令違反がないこと。	
対象者	次に掲げる全てに該当する者 (1) 個人であること。 (2) 対象住宅の居住者であること。 (3) 対象住宅の所有者(複数いる場合にあつては、その代表者)であること。 (4) 町税等を滞納していないこと。	
対象経費	耐震診断員が行う耐震診断に要する費用。ただし、住宅部分に限る。	対象住宅が区分所有の場合は、建築物全体の対象経費を区分所有面積により按分した額とする。

別表第2(第2条第3号、第3条第2項関係)

耐震改修補助

区分	要件等	備考
対象住宅	町内に存在する木造住宅であって、次に掲げる全てに該当するもの。 (1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。 (2) 戸建て住宅、長屋建て住宅又は併用住宅(店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの)であること。 (3) 地上3階建以下の在来軸組構法であること。	

	<p>(4) 過去に本事業による補助金交付を受けたことがないもの。</p> <p>(5) 耐震診断員が行った耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの。</p> <p>(6) 建築基準法その他関係法令に、法令違反がないこと。</p>	
対象工事	耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断された対象住宅を、上部構造評点が1.0以上となるように改修する工事をいう。	
対象者	次に掲げる全てに該当する者 <p>(1) 個人であること。</p> <p>(2) 対象住宅の居住者であること。</p> <p>(3) 対象住宅の所有者(複数いる場合にあつては、その代表者)であること。</p> <p>(4) 町税等を滞納していないこと。</p>	
対象経費	次に掲げる経費。ただし、住宅部分に限る。 <p>(1) 耐震改修工事に係る経費</p> <p>(2) 原状復旧等に伴う付帯工事(解体工事並びに外装、断熱材、内装等の復旧工事及び更新工事を含む。)のうち耐震改修工事に係る経費</p>	対象住宅が区分所有の場合は、建築物全体の対象経費を区分所有面積により按分した額とする。

様式第1号(第5条関係)

森町木造住宅耐震診断概要書

建築計画	建築位置	森町		
	建築年次	昭和 年 月 日	規 模	□平屋 □2階建て □地下有
	延床面積	m ²		
	用 途			
診断着手 年 月 日	年 月 日	各 階 床面積	地階	m ²
診断完了 年 月 日	年 月 日		1階	m ²
			2階	m ²
【申請者名】 【住所】 【電話番号】				
【耐震診断建築設計事務所名】 ()建築士事務所 ()知事登録第 号 【住所】				
【技術者名簿登録耐震診断員氏名】 【資格】 ()登録第 号				

様式第2号(第5条関係)

木造住宅耐震改修概要書

工事着手 年 月 日	年 月 日	工事完了 年 月 日	年 月 日	
建築計画	建築位置	森町		
	建築年次	昭和 年 月 日	規 模	<input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 地下有
	延床面積	m ²	各 階 床面積	地下 m ²
	用 途			1階 m ²
			2階 m ²	
【申請者名】				
【住所】				
【電話番号】				
【耐震診断建築設計事務所名】				
()建築士事務所 ()知事登録第 号				
【住所】				
【技術者名簿登録耐震診断員氏名】				
【資格】 ()登録第 号				
【施工者】				
【営業所名】 建設業の許可 第 号				
【住所】				
【技術者名簿登録者氏名】				
【資格】 ()登録第 号				

様式第3号(第5条関係)

改 修 計 画 書

申 請 者 氏 名				整理番号
				※
施 工 者		会 社 名 : 住 所 : 担当者氏名 : 担当者連絡先 :		
改 修 計 画 作 成 者 (設計者)		氏 名 : ㊟ 連 絡 先 : 所属事務所名 :		
上部構造評点のうち 最小の値		改修前		改修後
耐 震 改 修 計 画 の 内 容	壁の強さに関する措置			
	耐力要素の配置に関する措置			
	劣化度に関する措置			
	その他の措置			
改 修 工 事 用 (予定) (単位 : 千円)		総額 A+B	補助対象工事 : A	補助対象外工事 : B
		千円	千円	千円

※欄は記入しないでください。

様式第4号(第7条関係)

内容変更届

年 月 日

森町長 様

申請者 住 所
氏 名



事業名 既存住宅耐震改修事業

年 月 日第 号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記事業に係る
工事について下記の内容を変更したので森町木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第7条第1
項の規定に基づき、届け出ます。

	変更前	変更後
住 所		
氏 名		
職業又は勤務先		
そ の 他		

様式第5号(第7条関係)

年度 補助事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日

森町長 様

補助事業者 住所 法人にあつては、主たる事務所の
所在地
氏名 法人にあつては、その名称及び代
表者の氏名 ㊦

事業(事務)名 _____

年 月 日付け森町 第 号をもって交付の決定を受けた上
記の事業(事務)について、次の理由によりその執行を中止(廃止)したいので、関係書類を
添えて申請します。

1 中止又は廃止の理由

注 この様式には、申請時点における当該補助事業の進捗状況(廃止の場合を除く。)その
他必要と認められる事項を記載した書類を添付すること。

様式第6号(第7条関係)

森町 第 号

(補助事業者)

年 月 日付け申請の 事業に係る計画の変更については、これを承認します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

森町長



この承認の内容は、年 月 日付け補助事業変更承認申請記載のとおりとします。

(課 係)

注 この様式は、補助金等の総額に変更を来さない計画変更の場合に使用すること。

様式第7号(第7条関係)

森町 第 号

(補助事業者)

年 月 日付け申請の 事業に係る計画の
変更を承認し、補助金「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知して
ください。

年 月 日

森町長



- 1 この承認の内容は、年 月 日付け補助事業変更承認申請書記載のとおり
とし、変更後の補助金等の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、次の
とおりとします。

補助対象事業	変 更 前		変 更 後	
	補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額
	円	円	円	円

(課 係)

注 この様式は、補助金等の総額に変更を来す計画変更の場合に使用すること。

様式第8号(第9条関係)

森町木造住宅耐震改修等補助金交付手続代行承認申請書

年 月 日

森町長

様

住所
申請者
氏名

印

森町木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第9条第2項の規定により、補助金の交付申請に係る手続きの代行を下記のものに依頼しましたので承認願います。

手 続 代 行 者
申請者より手続代行の依頼を受けましたので、誠意をもって実施することを誓約いたします。
手続代行者 【氏名】 印 【住所】 【電話番号】
手続代行者の所属等(耐震診断員の場合) 【耐震診断建築設計事務所名】 ()建築士事務所 ()知事登録第 号 【住所】 【資格】 ()登録第 号
手続代行者の所属等(工事施工者の場合) 【営業所名】 建設業の許可()第 号 【住所】

様式第9号(第10条関係)

森町木造住宅耐震改修等補助金交付手続代行業務停止通知書

年 月 日

申請者

様

森町長

印

下記のものは、森町木造住宅耐震改修等補助金交付に関する手続代行者として不適格であると判断したため、森町木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第10条第2項の規定により、手続代行業務を停止することを通知します。

記

建築設計事務所名

氏 名

停止期間

年 月 日より ヶ月間

以上

様式第10号(第10条関係)

森町木造住宅耐震改修等補助金交付手続代行業務停止通知書

年 月 日

手続代行者

様

森町長

印

あなたは、森町木造住宅耐震改修等補助金交付に関する手続代行者として不適格であると判断したため、森町木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記の期間における手続代行業務を停止することを通知します。

記

停止期間

年 月 日より ヶ月間

以上

様式第11号(第11条関係)

(記号)第 号
年 月 日

(補助事業者) 様

森町長



補助金等の額の確定について

年 月 日付で提出のあった補助事業実績報告書の審査(及び実地検査)の結果、
事業に係る補助金等の額を次のとおり確定したので、通知します。

補助金等の確定額 金 円

(課 係)

様式第12号（第12条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

森町長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

年 月 日付け 第 号で補助金の確定のあった森町木造住宅耐震改修等補助金を下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 _____ 円

2. 支払口座

金融機関	金融機関名		支店名				
			店				
口座種別	普通・当座	口座番号					
ふりがな							
口座名義人							

様式第1号(第5条関係)
様式第2号(第5条関係)
様式第3号(第5条関係)
様式第4号(第7条関係)
様式第5号(第7条関係)
様式第6号(第7条関係)
様式第7号(第7条関係)
様式第8号(第9条関係)
様式第9号(第10条関係)
様式第10号(第10条関係)
様式第11号(第11条関係)
様式第12号(第12条関係)